

整理番号	31-5	事務事業名	土地開発公社関係事務	作成部署	経済部工業振興課	電話	内線860
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 池上 俊廣	課長職名	相馬 正人	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	548年度	根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	公拡法第10条の規定に基づき、北広島市(当時は広島町)が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、出資金500万円を基本財産として、土地開発公社(以下「公社」という。)を設立した。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第3章)
	節	開かれた市政	(第5節)
	施策	行財政運営	(第4施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	公社が取得を予定している(取得した)公共用地	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	北広島市との連携を保ちながら、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	北広島市の要請に基づき公有地取得事業と土地造成事業を実施してきた。 公有地取得事業～駅東公共用地、大曲雪堆積場用地、公園用地、学校用地、羊ヶ丘通用地ほか 土地造成事業～広島第2工業団地、大曲第3工業団地
		17年度	1. 公有地取得事業 (1)造成 西部小学校移転改築事業～造成工事(外構工事) 2. 土地造成事業 (1)売却～大曲第3工業団地 (1区画) (2)分譲促進に向けてのPR

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	公社予算による	同左	同左	同左
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	合計				
人件費(概算)	人数(年間)	0.50	0.50	0.50	0.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	4,500	4,500	4,500	4,500
総事業費 +					

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	公有地取得事業計画 取得	造成1件	造成1件	造成1件	0件
	売却	1件	0件	0件	1件
	土地造成事業計画 売却	2件	1件	1件	1件
	買戻し等	買戻し1件	0件	0件	0件
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	公有地取得事業実績 取得	造成1件	造成1件	造成1件	0件
	売却	1件	0件	0件	1件
	土地造成事業実績 売却	2件	1件	1件	1件
	買戻し等	買戻し1件	0件	0件	0件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	活動単位当たりコストの概念は	-	-	-	-
	馴染まない(他市町村の事務事業評価事例でも同様)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	公有地取得事業に関しては大きな環境の変化はないが、土地造成事業(工業用地の売却)に関しては大曲第3工業団地の未分譲地が1区画となり完売の目処がついたことから、事業主体は未定であるが、新工業団地構想の策定が求められている。昨今、いわゆる土地開発公社が所有する用途未定の長期保有土地(いわゆる「塩漬け用地」)が公社の財政健全化を阻害する要因として社会的にも問題となっているが、当公社では先行取得土地は全て処分計画が定まっており、いわゆる塩漬け用地はない。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	公拡法の規定を根拠としており、行政が関与すべきものである。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	公有地となるべき土地の先行取得のニーズがある限り、目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	公拡法の規定を根拠としており、他の手段や委託化などはあり得ない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	公有地取得事業、土地造成事業とも事業計画どおり成果が上がっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	現在の事務局体制による業務で概ね効率的であると判断される。公社業務に係る事務局員の人件費は市予算より支出しているが、今後、時間外勤務手当等については公社予算から支出することも検討の余地があると考えられる。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法等を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	基本的に現状のままでよいと考える。ただし、今後、新工業団地構想の展開によっては事務局体制の見直しも必要となる。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	いわゆる塩漬け用地(用途未定の長期保有土地)はなく、健全な経営が行われている。今後については1次評価のとおり。